

広域連合長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則

平成24年2月21日
規則第1号

つがる西北五広域連合個人情報保護条例（平成18年条例第5号）の規定に基づく広域連合長が取り扱う個人情報の保護等に関しては、市長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成17年五所川原市規則第12号）の例による。

附 則

この規則は、平成24年2月21日から施行する。